

水防警報について

令和7年6月20日

土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議 協議会
(水防連絡会 編)

■水防警報について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

水防警報について

水防警報

水防法第 16 条第 1 項に「国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない」と定められています。

1. 用語の定義

- (1) 水防警報 洪水または高潮により災害が起こる恐れがあるとき水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
- (2) 水防警報指定河川 国土交通大臣が指定して水防警報を行う河川のうち中部地方整備局が水防警報を分掌する河川をいう。
- (3) 実施機関 水防警報を実施する中部地方整備局の事務所をいう。
- (4) 実施区間 実施機関が担当する水防警報実施区間をいう。
- (5) 対象水位観測所 水防警報の対象となる水位観測所をいう。

2. 警報の種類、内容及び発表基準

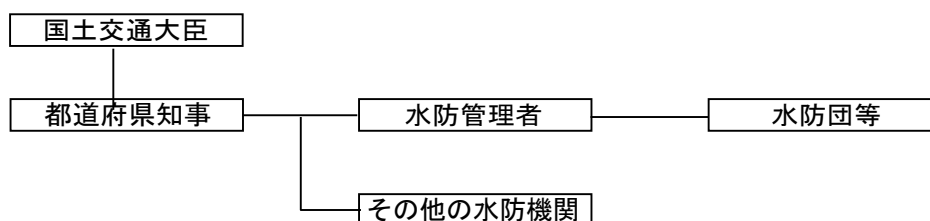
種類	内容	発表基準
準備	水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位に達し、気象状況及び河川状況等により、必要と認められたとき
出動	水防団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により、必要と認められたとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位を下回り水防作業の必要が無くなったとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適時

3. 水防警報発表時の基準

河川名	水位観測所	準備	出動	解除	情報
庄内川	枇杷島	氾濫注意水位 をもって準備する 5.60m	出動水位 をもって出動する 6.30m	氾濫注意 水位を下 回って水 防活動の 必要がな くなった とき	水防活 動に必 要があ るとき
	志段味	〃 4.60m	〃 5.20m		
	多治見	〃 3.20m	〃 3.70m		
	土岐	〃 3.00m	〃 4.00m		
矢田川	瀬古	〃 3.30m	〃 5.00m		

4. 水防警報の伝達

水防警報の伝達経路は水防法第16条第2項及び3項による。



5. 水防警報の通知

河川名	観測所	通報担当者	受報担当者	連絡方法	適用
庄内川	枇杷島	庄内川河川事務所	愛知県建設局 河川課長	加入電話	052-954-6552（直）
	志段味		岐阜県県土整備部 河川課長		058-272-8603（直）
	多治見				
	土岐				
矢田川	瀬古		愛知県建設局 河川課長		052-954-6552（直）

6. 指定河川実施期間等実施区間

水系名	河川名	実施区域	実施機関
庄内川	庄内川	左岸 岐阜県土岐市肥田町浅野トチモト807番3地先 右岸 岐阜県土岐市泉町河合字中屋敷532番1地先 (三共橋) から海まで	国土交通省 庄内川河川事務所
	矢田川	左岸 愛知県東区砂田橋2丁目105番1地先 右岸 愛知県守山区更屋敷101番地先 (宮前橋) から庄内川合流点まで	

7. 対象水位観測所

河川名	観測所名	県名	地先名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	出動水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画 高水位
庄内川	枇杷島	愛知県	清須市 西枇杷島町	右岸 15.7km	4.60m	5.60m	6.30m	8.50m	8.90m	9.08m
	志段味		名古屋市 守山区中志段味	左岸 32.7km	3.40m	4.60m	5.20m	5.90m	6.40m	7.50m
庄内川 (土岐川)	多治見	岐阜県	多治見市 豊岡町	右岸 49.1km	2.50m	3.20m	3.70m	5.30m	5.60m	6.78m
	土岐		土岐市 土岐津町	左岸 57.8km	2.40m	3.00m	4.00m	4.50m	4.70m	6.39m
矢田川	瀬古	愛知県	名古屋市 守山区川西	合流点より 右岸 3.6km	2.80m	3.30m	5.00m	5.20m	5.50m	5.71m